

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第1節 交通対策				責任者	所属	秘書企画課			
基本施策	交通対策				総合計画書記載ページ	P160-163				(記入者)	氏名	佐野 剛			
施策がめざす 将来の姿	●鉄道やバスの利便性が向上し、だれもが利用しやすい交通環境が整っています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・鉄道やバス等の利便性の向上としては、デマンド型乗合タクシーの運行により、高齢者、障害者及び子育て世代の医療機関等への移動を支援するとともに、公共施設への移動の利便性の向上を図っている。また、都市計画道路桜通線の用地買収も進めている。 ・人にやさしい移動環境の整備としては、新たに整備される都市計画道路については、道路構造令に基づき整備を行っている。また、その他の公共施設整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」等に従い整備を行っている。 ・跨線橋の整備による東西交通の円滑化としては、都市計画道路北島藤島線を平成28年度末の供用開始に向け事業を進めている。									
	●歩行者や自転車のためのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が進み、だれもが移動しやすいと感じています。														
目標値	基本成果指標				単位	基準値				現状値		目標値	算出根拠		
	電車・バスなどの公共交通の利便性に満足している市民の割合				%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・市民意向調査による
						H20	76.8	-	-	79.1	-	-	78.0	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題				今後の取組及び方向性	評価		
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）					
個別施策の名称	個別施策の内容													
(1) 鉄道の利便性の向上	岩倉駅周辺駐輪場の放置自転車撤去台数	508台 (H21)	681台	565台	657台	450台	尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置について、最重要要望項目とし、名古屋鉄道に対し要望を行っている。				○			
	岩倉駅周辺駐輪場の整備台数	2,191 (H21)	2,241台	2,241台	2,241台	2,250台								
① 名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び駅施設の整備促進	輸送サービスの向上及び駅施設の利便性や安全性向上のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良などを関係機関へ要請していきます。											現時点で、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置についての具体的な動きはない。		
② 岩倉駅東駅前周辺の交通の円滑化	岩倉駅前へのアクセス性向上と交通の円滑化を図るため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の整備を推進します。						都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受け、用地買収に着手し、平成27年度末の用地買収率は33.78% (693.76㎡)となっている。都市計画道路江南岩倉線については、愛知県に対しても早期事業着手に向け働きかけを行っている。				都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況である。		両路線とも円滑な事業推進を図るために、関係権利者を始め住民の気運を高めていく。	○
③ 駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、市営駐輪場の有料化などによる適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。						既存の自転車駐輪場が効率・効果的に利用されるように、放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図った。				市営駐輪場の有料化やオートバイ等を新たな駐輪場の確保に向けた検討が引き続き必要である。		有料化や駐輪場の確保に向けて引き続き検討していく。	○
(2) バス等の利便性の向上	路線バスの1日の運行本数	167本 (H22)	164本	162本	162本	170本	尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、九日市場線の延長について、名鉄バスに対し要望を行っている。				○			
	路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	76.1% (H22)	-	73.4%	-	77.0%								
① 民間路線バスの維持・充実	民間路線バスの維持・充実のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じてバス路線の拡充・新設などを関係機関へ要請していきます。						現在、九日市場線の延長についての具体的な動きはない。				引き続き、名鉄バスと協議を進めていく。	○		
② 高齢社会に対応した総合交通対策の検討	高齢者や体の不自由な人等の移動手段の確保及び地域の活性化のため、費用対効果を勘案しながらコミュニティバスやタクシー等新たな交通手段のあり方を含めた総合的な交通対策を検討します。						平成25年度から岩倉市地域公共交通会議を設置し、既存の公共交通の存続を前提としたデマンド型乗合タクシーの導入についての合意を得て、1年間の実証運行を行い、平成26年10月から本格運行をしている。				当初に設定した乗車数の目標値に達していないため、デマンド型乗合タクシーの利用促進が必要である。		デマンド型乗合タクシーの利用促進に努めるとともに、更なる交通対策を検討する。	○
(3) 人にやさしい移動環境の整備	子どもや高齢者にとって安全に徒歩や自転車で外出できるまちだと思える市民の割合	28.7% (H22)	-	32.7%	-	30.0%					○			

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
① 歩行空間のバリアフリー化等の推進	だれもが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、人にやさしい街づくり計画等に基づき、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。						新たに整備を行っている都市計画道路においては、「岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づき歩道の整備や計画、設計を行っている。		新規の都市計画道路の整備以外では、費用的な面もあり歩道の段差の解消や点字ブロックの設置など事業は進んでいない。	引き続き、新規整備路線については、歩行空間のバリアフリー化を進めていく。	○
② 公共施設のバリアフリー化等の推進	人にやさしい街づくり計画等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、だれもが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。						公共施設の整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」とともに平成22年度に作成した公共施設整備の設計・施工上の技術的基準に基づき整備を行っている。		公共施設については、未だ改善の余地があり、施設管理者において計画的に整備を進める必要がある。	引き続き、公共施設の改修等の際に、バリアフリー化を進めていく。	○
(4) 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	都市計画道路北島藤島線整備率	31.2% (H21)	45.5%	63.3%	85.4%	87.2%				◎	
① 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	市内東西交通のより一層の円滑化をめざし、市南部を東西に横断する都市計画道路北島藤島線の道路高架整備を推進します。						平成27年度末時点で橋梁下部工事が完了するとともに上部工にも着手するなど事業を進めており、平成28年度末の完成・供用を目指している。		特になし。	平成28年度末の完成となるよう事業を進めていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第2節 道路				責任者	所属	都市整備課		
基本施策	道路				総合計画書記載ページ	P164-167				(記入者)	氏名	西村 忠寿		
施策がめざす将来の姿	●安全で快適な道路環境が整い、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・都市計画道路の名古屋江南線、萩原多気線、一宮春日井線、豊田岩倉線、北島藤島線など広域的な道路ネットワークを形成する幹線道路の整備は着実に進捗しているとともに、歩行者の安全性を高めるための路肩部分のカラー舗装化については、市内全小学校の通学路において整備が完了している。 ・道路・橋梁の維持管理について「岩倉市舗装修繕計画」や「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」を策定するなど計画的な道路・橋梁の維持管理を推進している。								
目標値	基本成果指標			単位		基準値		現状値			目標値		算出根拠	
	道路網の整備(自動車)に満足している市民の割合			%		年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27
					20	69.4	-	-	69.6	-	-	71.0	73.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題(新たな課題)		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 円滑に移動できる幹線道路整備	道路の広さに満足している市民の割合	66.8%(H20)	-	69.3%	-	68.0%				○
	都市計画道路の整備率	61.9%(H21)	64.3%	69.2%	69.2%	65.5%				
① 幹線道路の計画的整備	市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。						平成23年5月には都市計画道路一宮春日井線の名鉄跨線部が供用するとともに、平成27年度末時点では、愛知県において主要地方道名古屋江南線及び春日井一宮線(=都市計画道路萩原多気線)の整備を進めている。また、岩倉市においても都市計画道路北島藤島線や桜通線、市道南646号線(=都市計画道路岩倉西春線)の整備を進めている。 なお、平成27年度末時点での用地買収率は名古屋江南線が100%、春日井一宮線は約92%と早期工事着手に向け買収を進めている。 また、桜通線は平成26年度より用地買収に着手するとともに、北島藤島線は、平成28年度末の完了・供用を目指し工事を進めている。	中心市街地に計画されている江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、住民の気運を高めるとともに、愛知県に対しても、より有効な要望活動を行うことが必要である。	円滑な事業推進を図るためには、地元組織等を活用しながら関係権利者を始め住民の気運を高めしていく。	○
② 都市計画道路の見直し検討	都市計画決定してから長年経っても整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。						愛知県では平成17年に「都市計画道路見直し指針」を策定し、指針に基づき142路線、約185kmを「見直し候補路線」として抽出している。岩倉市内においても江南岩倉線を始め4路線が対象となっており、その整備の必要性や事業化の目処等を基に愛知県と見直しの有無について意見交換を行っている。	見直し候補となっている4路線の予定区域内には、都市計画法の制限を受け建築された物件も多く、都市計画決定見直しとなった際に訴訟問題に発展している事案も見受けられることから、全県的な方針の下、取り組む必要がある。	北島藤島線など新たに開通する都市計画道路による交通情勢を鑑み必要に応じて都市計画決定の見直しを検討する。	○
(2) 安全・快適な道路環境の整備	通学路における歩道の整備率	25.6%(H21)	98.8%	98.8%	98.8%	91.0%				○
① 歩行者・自転車の安全確保	歩行者・自転車の安全な通行を確保するために、歩道の設置に努めます。また、歩道設置の困難な道路では、路肩部分のカラー舗装化などを行い、安全な歩道整備に努めます。						市内全小学校の通学路においては、平成23年度より即効性の高い路肩のカラー舗装化による歩行空間の明示による簡易整備を実施し、平成24年度までに市内全小学校の通学路において(歩道未整備箇所)、路肩のカラー舗装化が完了している。	歩行者・自転車の安全な通行を確保するためには、歩道又は自転車通行帯の整備が望ましいが、本市のような密集市街地では用地買収による拡幅が極めて困難であることが予測される。 また、通学路以外の箇所においては、費用的な面から対策が行われていないものの、全ての道路での歩道設置やカラー舗装化などは非現実的である。	歩行者等の利用状況に応じた歩道整備に努めていく。	○



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
								さらには、路肩のカラー舗装部分の劣化の補修や維持管理や占用工事などの復旧方法など、安全な歩道環境の維持管理に努めることが必要である。			
② 狭あい道路や行き止まり道路の解消	狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備を進めるとともに、セットバックや交差点の隅切りの確保などに努めます。						狭あい道路の解消策として、特にセットバック部分の寄附について寄附者に求めている寄附地の道路整備を基準の柔軟な運用により寄附者の負担軽減につながるよう努めた。		セットバック部分の寄附については、27年度1件だけであったので今後は地権者に寄附への理解を求め、積極的に働きかけるようにする。また、附採納基準の見直しを行い、制度の充実を図る。	引き続き寄附採納基準の見直し、運用整備をすすめるとともに他の狭あい道路解消策についても検討していく。	○
③ 道路の防災対策・景観対策の推進	火災・震災などの防災対策として、幹線道路の計画的な整備や沿道のポケットパークの整備に努めます。また、より良い都市景観形成のため、道路緑化の推進や市内の幹線道路の無電柱化に努めます。						延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受け事業に着手している。 なお、都市計画道路桜通線については、平成26年度より用地買収に着手し、用地買収率は33.78%(693.76㎡)と事業の進捗を図ることができた。		都市計画道路桜通線と同様に延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、事業の必要性を訴え住民の気運を高めるとともに、愛知県に対して有効な要望活動を行うことが必要。 また、ポケットパークや道路緑化、無電中化については、両路線の工事着手の目途がついた段階で検討を行う予定になっている。	円滑な事業推進を図るためには、地元組織等を活用しながら関係権利者を始め住民の気運を高めていく。	○
④ 交通安全施設の整備 【「防犯・交通安全」の再掲】	「防犯・交通安全」の再掲 (P125)										
(3) 道路・橋梁の維持管理の充実	橋梁長寿命化修繕計画策定	-	-	策定	-	策定				○	
	まわりの道路の舗装状況に満足している市民の割合	85.5% (H20)	-	79.9%	-	87.0%					
① 計画的な維持管理の推進	限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。						「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、岩倉橋と北橋の補修工事を実施した。また、平成26年度15m未満の橋梁において点検した結果、早期措置段階と判定した5橋のうち、4橋の補修を実施し、施設の長寿命化を図った。 さらには、舗装については「岩倉市舗装修繕計画」に基づき、新柳通線の修繕工事を実施し良好な道路環境の形成を図った。		15m以上の橋梁の2回目の点検を平成28年度から実施していくため、損傷の進行具合により再度修繕計画を見直す必要がある。	引き続き、法律に基づく維持管理を行う。	○
② 危険箇所の早期発見と早期維持補修	道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、道路パトロールなどにより危険箇所の早期発見と早期維持補修を実施します。						日常の道路パトロール等により、道路損傷箇所の早期発見・早期補修を実施し、道路を常時良好な状態に保った。 簡易な補修については、職員及び公共施設維持管理作業員で実施しているため、より迅速な対応ができています。		道路管理者以外の占有者等による舗装復旧等の指導が必要である。	引き続き、パトロール等により、交通の安全確保を図るとともに、道路占有者会議において、舗装復旧等の指導を徹底していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第3節 市街地整備	責任者	所属	都市整備課						
基本施策	市街地整備	総合計画書記載ページ	P168-170	(記入者)	氏名	西村 忠寿						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の都市基盤整備が進み、安全・安心で快適な都市環境・居住環境が形成されています。</li> <li>●中心市街地に賑わいが戻り、活気あるまちになっています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地における都市計画道路の整備について、桜通線の整備事業に着手し、江南岩倉線の事業着手についても愛知県へ要望を行うなど事業進捗を図っているが、街なか居住の推進及び駅前の活性化にあたっては新たな施策を実施するなど今後も検討が必要である。</li> <li>・中心市街地での定住化について、街路事業に合わせた共同建替えや面整備の実施の可能性について地元の組織と研究を行った。</li> </ul>									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	
	計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合	%	H20	67.0	-	-	69.2	-	-	70.0	73.0	・市民意向調査による
	市街化区域率	%	H20	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	51.9	53.2	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 中心市街地の整備	岩倉駅東地区の街並みが魅力的であると感じている市民の割合	24.4% (H22)	-	12.4%	-	26.0%					○
① 岩倉駅東地区市街地整備の促進	中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の計画的な建築物の整備誘導を推進します。また、岩倉駅東地区の再開発を核とした新しい商業・業務・サービス機能や利便性を生かした都市型住宅の供給促進等により、都市機能の更新を図ります。						都市計画道路桜通線は平成26年度に事業認可を得て用地買収に着手した。また、都市計画道路江南岩倉線については早期事業化を愛知県に要望している。		街路整備に合わせた沿道における建築物の整備誘導については、地元権利者組織の再生協議会とともに岩倉駅東地区のまちづくりの観点から今後、検討が必要である。	都市計画道路江南岩倉線の事業化と合わせ、沿道地域の整備手法を検討していく。	○
② 街なか居住の推進	都市計画道路沿線で建物の共同建替えや都市再生区画整理事業などを実施することにより、街なか居住を推進して中心市街地での定住化を図ります。また、歩いて生活できるまちづくりを基本として、より一層、人にやさしい都市空間を形成するため、主要な道路や公共施設にユニバーサルデザインの導入を推進します。						都市計画道路桜通線の整備は沿道の面整備を伴うものでなく、通常の用地買収方式で実施している。また、都市計画道路江南岩倉線の整備にあっても同様の方式で実施する予定としているが、岩倉駅東地区再生協議会では沿道土地の有効利用策について研究した。 公共施設へのユニバーサルデザインの導入については岩倉市ユニバーサルデザイン研究会に意見を求めて計画を策定しており、平成27年度は岩倉駅東西に設置予定であるトイレの設計にあっても協議を実施した。		今後、都市計画道路江南岩倉線の整備にあたり、不規則に残る残地の有効利用について検討が必要である。都市計画道路の整備にあたって関係権利者に対してアンケート調査を実施した結果、約半数の権利者から建物の共同建替えや区画整理等に賛同できないと回答があった。まず権利者の理解を得ることが必要である	地元組織の再生協議会と共に街なか居住の推進について研究していく。	○
③ 岩倉駅前活性化のための組織の育成	岩倉駅前を中心としたまちの賑わいづくりのために、商工会等と連携しながら、商店街の人材育成をはじめ活力ある組織の育成・支援に努めます。						桜まつり期間中、桜まつり実行委員会による駅前の空き店舗を活用した、駅前通り賑わいづくり事業を実施した。 引き続き、商工会の「TOMOの会」が賑わい創出のために出店した、桜まつりやいわくら市民ふれあまつりに対し支援に努めた。		イベント以外における駅前活性化に向けて商工会等と連携し、検討が必要である。	商工会や地元の発展会と連携し、商店街の組織育成、人材育成に努めていく。	○
(2) 既成住宅市街地の再生											△
① 住宅市街地の居住環境の向上	市街化区域内における未利用地が点在している地区や狭小住宅など基盤整備が不十分な地区における居住環境や防災機能の向上を図るため、計画的な生活道路の確保や未利用地の活用を推進します。また、工場周辺の居住環境の向上を図るため、住工混在の解消や工場地内の緑化について指導・支援に努めます。						実施せず。		未利用地の有効活用等を始めとする居住環境及び生活環境の向上については、具体的な施策が見出せていない。	中間見直し後の施策内容に基づき進めていく。	△
② エリアマネジメントの導入等の検討	人口減少時代に対応した住宅地の持続的な発展をめざし、住み替え支援による若い世代の移住・定住促進や安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを地区住民が主体となって進めていくため、エリアマネジメントの導入等について検討します。						実施せず。		若い世代の移住・定住策について、具体的な方策を打ち出すことが必要である。	中間見直し後の施策内容に基づき進めていく。	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
③ 狭あい道路や行き止まり道路の解消	「道路」の再掲 (P166)									
(3) 計画的な市街地整備・誘導										△
① 民間住宅地の開発・供給促進	個性と魅力あるまちづくりをめざし、地域の特性を踏まえた質の高い居住空間の整備や地域の発意と創意による住宅地づくりを進めるため、住宅マスタープランに基づいて地域と調和のとれたデザインや農地付き住宅等多様なライフスタイルを実現できる住宅地開発誘導と住宅の供給促進に努めます。						平成24年度に市街化調整区域における都市計画法上の規制緩和を市内4地区で実施し、平成27年度は10戸の住宅建設が行われ、これまでの合計で98戸建設されている。	住宅マスタープランの策定は行わないが、住宅施策については今後、検討が必要である。	中間見直し後の施策内容に基づき住宅の供給促進について検討を進めていく。	△
② 計画的な市街化区域の拡大検討	住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしい企業用地の確保を図る観点から、組合施行等による土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域拡大の検討を進めます。						工業系市街化区域拡大検討地区については、平成27年度から企業誘致の実現に向けて地元と市で取り組みを始めており、対象となる権利者に対しアンケート調査を行うとともに地元説明会を開催し、今後の方向性を示した。 住宅系市街化区域拡大については、稲荷町においては地元と協議し、県とも協議を行った。	愛知県は将来の人口減少を踏まえ、原則として市街化区域の拡大を認めておらず、拡大にあたっては「企業誘致に伴い住宅系用途を拡大する」といった関連する施策を伴う理由付けが必要であり、施策の裏付けなき拡大は非常に困難である。	現在、工業系市街化区域拡大検討地区においては企業誘致の実現に向けて地元と市で取り組んでおり、その結果を基に市街化区域の拡大が可能なかの検討を行う。	○



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

5.5 [A] 基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第4節 住宅				責任者	所属	都市整備課			
基本施策	住宅				総合計画書記載ページ	P172-175				(記入者)	氏名	西村 忠寿			
施策がめざす将来の姿	●市民のだれもが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。				基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・本市では、平成19年度に耐震改修促進計画を策定し、平成27年度を目標として公共施設をはじめ民間木造住宅などの耐震化対策を行ってきており、平成27年度は診断21件、改修1件であった。市の助成制度は住宅全体の耐震改修に係るものであるが、1戸の住宅を改修する場合、改修費用の負担が大きく、費用負担を軽減する施策を推進する必要がある。									
	●宅地開発やマンション開発が適正に行われ、魅力ある居住環境が形成されています。														
目標値	基本成果指標				単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
	市内の住宅の耐震化率				%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・住宅土地統計調査
						H21	54.3	-	-	80.3	-	-	90.0	95.0	

[B] 単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 住まいの安全・安心の確保	木造住宅耐震化率	63.5% (H25)	63.5%	63.5%	63.5%	70.0%					
	非木造住宅耐震化率	94.4% (H25)	94.4%	94.4%	94.4%	95.0%					
① 公的賃貸住宅の改修整備	高齢者・障害者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の計画的、かつ適切な改修と維持管理を推進します。また、岩倉団地や県営住宅などの公的住宅についても、高齢者・障害者や子育て世代、三世同居等に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。						市営住宅は全48戸のうち1階部分の12戸を対象に住民の退去時に手摺りの設置や段差解消など部分的にバリアフリー化を進めている。しかし、退去時に合わせて修繕を行っていることから、平成27年度末時点で改修実績は2戸に留まっている。		市営住宅については玄関先の段差解消ができないなど、構造上、完全にバリアフリー化を施せる状況にない。岩倉団地や県営住宅についても同様の理由により改修が進んでいない。	市営住宅については、可能な範囲内で退去に合わせたバリアフリー化を進める。	○
② 民間住宅の耐震化の促進	民間住宅の耐震化を促進するために、市民の費用負担を軽減するための制度を検討するとともに、住宅耐震化の必要性や補助制度等を周知・啓発し、耐震化率の向上に努めます。						耐震化率向上のため木造住宅の無料耐震診断及び改修補助（上限90万円）の制度を充実させ、建築士と職員による個別訪問や広報紙による啓発活動を実施している。平成27年度の実績としては、診断21件、改修1件であった。		広報紙や建築士と職員による個別訪問を行っているが、耐震診断及び耐震改修補助を受ける申し込み件数は年々減少している。 また、診断を受けても改修費用が高額であることから改修を行わないケースが増えている。	耐震化率は目標としている95%に対し、約80%に留まっており、比較的低額な耐震シェルターや段階的耐震改修の実施について広報紙等を通じて啓発を行っている。	○
③ 住宅改善への支援	高齢者や障害者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに、適切な住宅改善ができるようにリフォームヘルパーによる助言等の支援を実施します。						広報紙等で制度周知を図っているほか、制度利用時には、リフォームヘルパーによる助言等の支援を行っている。平成27年度は高齢者4件、障害者1件の利用があった。		住宅改善制度の周知に努める必要がある。	引き続き、住宅改善制度の周知に努める。	○
④ 高齢者の住み替えの支援	公的住宅の募集についての情報提供をするとともに、高齢者や障害者のための住み替え助成制度の周知に努めます。						広報紙等で制度周知を図っているほか、利用時には適正に支援を行っている。平成27年度の申請はなし。		制度の周知に努める必要がある。	引き続き、制度の周知に努める。	○
(2) 優良な住宅供給支援	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	21件 (H21)	95件	74件	51件	60件					
	住宅用太陽光発電システムを設置している世帯の割合	3.1% (H22)	-	8.3%	-	4.0%					
① エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援	環境への配慮のために住宅用太陽光発電システムの利用を促進するとともに、省エネルギー・省資源に配慮し、緑を積極的に取り入れたエコ住宅など、環境や人にやさしい住まいに関する啓発や情報の提供に努めます。						住宅用太陽光発電システム設置費補助制度によって支援した。		エコ住宅などの啓発や情報の提供が課題である。	引き続き、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度によって支援していく。 エコ住宅などの啓発や情報の提供に努める。	○
② 子育て支援住宅の供給	人口減少時代においても住宅都市として持続的に発展させていくため、子育て世代を対象とした地域優良賃貸住宅制度をPRするなど、子育て世帯向けの優良な賃貸						現在までに実施した施策はない。		施策の詳細な検討が必要である。	この施策はまち・ひと・しごと創生総合戦略	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
促進等	住宅の供給促進に努めるとともに子育て世代に着目した移住・定住や住み替えを促進するための事業を検討します。								の中で位置付けられており実施に向けて検討していく。		
(3) 魅力ある住環境の形成	住宅マスタープラン策定	-		未策定	-	策定				△	
① 住宅マスタープランの策定	住生活の安定の確保と向上を計画的、総合的に推進するために、住宅施策の基本となる住宅マスタープランの策定を進めます。						実施せず。		特になし。	住宅マスタープランの策定は市に義務付けがないことから行わない。	△
② 住宅市街地の居住環境の向上	「市街地整備」の再掲(P170)										
③ 民間住宅地の開発・供給促進	「市街地整備」の再掲(P170)										
④ 住宅地の緑化促進	「公園・緑地」の再掲(P102)										



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第5節 景観形成				責任者	所属	都市整備課			
基本施策	景観形成				総合計画書記載ページ	P176-179				(記入者)	氏名	西村 忠寿			
施策がめざす将来の姿	●都市として魅力ある街並みが形成され、まちに愛着や誇りを持つ市民が増えています。				基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	・五条川や市街地周縁部の田園風景、中心市街地など、岩倉らしい原風景の保全や岩倉の顔となる良好な景観の維持・向上を市民との協働によって進めていくため、景観意識の向上や美化活動の推進をしていくことが重要である。 ・違反屋外広告物の取締りについては、平成19年度から違反広告物簡易除却活動員制度を実施し、市民と協働で街の美化活動に取り組んでおり、成果をあげている。									
	●うるおいやすらぎを感じる自然や歴史との調和がとれた景観があるまちになっています。														
目標値	基本成果指標				単位	基準値			現状値			目標値	算出根拠		
	街並みや沿道などの景観に満足している市民の割合				%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・市民意向調査による
						H20	70.8	-	-	72.7	-	-	72.0	75.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 良好な景観形成を進める制度等の確立	景観計画策定	-(H21)	-	未策定	未策定	策定					△	
① 景観法に基づく景観計画の策定	五条川や市街地周縁部に広がる田園景観、岩倉街道沿いの街並み景観を保全・再生するなど岩倉らしい良好な景観形成によって、住宅都市としての質を高めるため、景観法に基づいて景観形成方針や規制・誘導策などを定める景観計画の策定を検討します。						実施せず。			特になし。	総合計画の中間見直しにあたり、新たに景観法に基づく景観計画（法定計画）を作成する必要はないと判断し、項目を削除した。	△
② 景観条例の制定検討	景観計画の実効性を確保するため、計画の策定に合わせて、景観条例の制定を検討します。						実施せず。			特になし。	上記により景観計画の作成を考えていないため、当該項目も削除した。	△
(2) わかりやすく、岩倉らしい景観の創出											○	
① 公共施設等のデザインの向上による先導的な景観形成	地域における自然、歴史、文化等、地域の特性にふさわしい公共施設整備に努めます。						平成28年度に竣工予定の新岩倉市給食センターの建設にあたっては、外壁の一部にベジタブルカラーを取り入れるなど周辺の田園風景との景観に配慮しながら工事を実施している。			特になし。	公共施設は新設の場合には、景観形成に向けたデザインの検討が必要である。	○
② わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	まちの中をより歩きやすくし、市民や来訪者がまちの魅力を発見できるように、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理を行います。						駅前広場や五条川堤防道路などの、整備しているサインの管理を行っている。 系統的に整備されたわかりやすいサインにより、市民や来訪者にとって、歩きやすくなり、まちの魅力が発見できるようになっている。			市内でのサインの整備が駅前広場と五条川堤防道路に留まっており、設置箇所の拡大が課題となっている。	市内散策や施設利用をし易くするために、効果的なサインの設置箇所について検討していく。	○
③ 緑の保全・育成	〔「公園・緑地」の再掲〕											
④ 五条川の景観整備の推進	市民の誇りとなるような親しみがあり美しい景観の形成という観点から、五条川の水辺環境の保全・整備や五条川桜並木の保全・再生、五条川沿いの散策環境の整備・充実を進めます。						第3次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、県とともに五条川右岸の大市場橋南の堤防道路の整備事業及び天保橋の護岸整備を進めた。また、岩倉の水辺を守る会の要望により、県が五条川の低水路の創出整備を進めた。			第3次計画の実現のため、より一層の市民・事業者との協働が必要。また、県や近隣市町との広域的な連携・協力を図る必要がある。	第3次計画に基づき、進行している事業を推進し、他の施策も実施していく。	○
⑤ 岩倉街道沿いの街並み形成	岩倉街道の歴史を感じさせる街並み景観を大切にしたい沿道建築物の建替えを促進するなど、景観法等を活用しつつ岩倉街道の街並みの再生に努めます。						実施せず。			岩倉街道沿道の建築物の建替えについては、今後、江南岩倉線の事業化にあたり関係住民の意向も重要となるため、当該路線の整備に着手する段階で今後の街並み形成について検討することが必要である。	江南岩倉線の事業化のタイミングで整備効果の検討を行う。	△
⑥ 田園景観の保全	市街地周縁部の田園風景を保全するため、景観法等の活用も視野に入れつつ、農地の保全・活用を進めるとともに、鎮守の森、社寺境内等の樹木など既存の緑の保						優良農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全・流動化促進に努めている。			農地の無断転用や遊休農地については、パトロールを実施し、事案を発見した場合	田園風景の保全と農地の活用について、地元住	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
	全に努めます。								は早期に指導することで、拡大の防止には結果が出ていると言える。	民の意向を確認しながら保全していく必要がある。	
(3) 身近な景観づくり	屋外広告物撤去数	2,608 枚 (H21)	40 枚	65 枚	73 枚	2,100 枚				○	
	花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数	25 か所 (H21)	25 か所	25 か所	25 か所	27 か所					
① 屋外広告物の適正化	地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。						違法な屋外広告物は発見次第、所有者に撤去や是正を求めており、良好な景観形成を図っている。また、職員による定期巡回を行うとともに、違反屋外広告物簡易除却活動員制度による登録団体の取り組みの結果、違反広告物数が減少している。簡易除却活動団体の登録件数は平成27年度末で5団体26名となっている。		特になし。	引き続き景観形成の向上を図るため、市民団体等と協調しながら取り組みを進めていく。	◎
② 景観意識の高揚	良好な街並みの景観形成や、うるおいのあるまちづくりに寄与するなど、良好な地域環境の形成に貢献していると認められる建築物や街並みなどの表彰制度を検討し、市民と行政が一体となった都市景観の啓発に努めます。						愛知県において、毎年度、まちなみ建築賞を実施しており、該当物件がある場合は市で推薦を行っている。		近年、一団の街並みを形成するような大規模住宅開発が行われておらず、既存の住宅等についても該当する物件がない。	市が地区計画等を定めるなど景観誘導をしない限り実現性は非常に乏しく実施には至っていない。	○
③ 美化活動の促進	快適でうるおいのある都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民の協力により行っている違反広告物の撤去など、さらに市民との協働を推し進めながら美化活動を促進します。						花のあるまちづくり事業は、平成22年度より市民ボランティア団体である「ふれあい花の会」に委託している。また、違反広告物の撤去にあたっては市と屋外広告物簡易除却団体とともに実施しており、ともに魅力ある都市景観づくりに効果を上げている。		市に登録している屋外広告物簡易除却団体は5団体26名となっており、積極的に除却を行っていただいている。しかしながら、登録抹消の団体もあり、今後も登録団体の増加に向けて市の働きかけが必要である。	簡易除却団体の活動功績は非常に大きく、団体の新規登録に向けて啓発を行っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第6節 上水道	責任者	所属	上下水道課						
基本施策	上水道	総合計画書記載ページ	p180-182	(記入者)	氏名	松永 久夫						
施策がめざす将来の姿	●サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。		基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心で安全な水を安定的に供給するための体制強化と経営基盤の強化を進めてきた。</li> <li>・基幹管路について岩倉市基幹管路耐震化計画に基づき、耐震管布設替工事を実施し、耐震化率の向上を図っている。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位		基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合	%		年度	基準値	H23	H24	H25		H26	H27	H27
			H20	85.1	-	-	86.0	-	-	88.0	90.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題				今後の取組及び方向性	評価		
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）					
個別施策の名称	個別施策の内容													
(1) 安心で安定的な供給	有収率 (%)	92.7% (H21)	92.5%	92.1%	91.5%	93.7%						◎		
① 水資源の確保	自己水源は、安定給水や危機管理面でも有用な資源であることから、適切な維持管理による保全を図ります。また、水需要を的確に把握し、自己水源からの取水と県営水道からの適正な受水を図ります。						水源の機械設備の点検を定期的実施している。また、自己水源の過大な汲み上げによる井戸崩れなどがなく、自己水と県水をバランスよく配水する必要があるため、毎日配水量の確認を行っている。				大規模な漏水時は県水の受水に制限を受けることになるので、非常時にも対応できるように自己水源を長期的に使用するための管理が必要である。		水源の機械設備を定期的に点検し、自己水源を継続使用するための維持管理に努める。	◎
② 水道施設の計画的な整備・更新	配水管整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック化等を推進するとともに、効果的な漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。また、水資源施設の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進します。						第3期配水管整備事業計画に基づいて、曾野町、神野町及び鈴井町にて整備事業を進めている。水資源施設についても定期的な点検と老朽化した設備の更新を計画的に実施し、第2水源の取水ポンプを取替えている。また、漏水の発見及び通報への迅速な対応で有収率の向上に努めている。				水資源施設の老朽化に伴う更新も計画的に進めているが、大規模な施設改修も必要であり、引き続き計画的に更新を進める必要がある。		第3期配水管整備事業計画が平成28年度で終了するため、第4期配水管整備事業計画を策定し、引き続き、事業を進める。	◎
③ 水質管理の充実	適切な浄水処理や水質監視の強化を図るとともに、給水栓までの水質管理を的確に実施することにより、安全で良質な水道水の供給を推進します。						13か所ある水資源施設の定期的な点検と水質管理を毎日実施している。				特になし。		水資源施設の定期的な点検と水質管理を実施していく。	◎
(2) 災害対策の充実	管路耐震化率 (%)	24.1% (H21)	28.3%	29.6%	30.9%	28.6%						○		
① 被害発生抑制	発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、水源等施設については早期に耐震化を完了します。また、管路については、幹線管路のネットワーク化や今後増大する老朽管の更新を考慮した耐震化計画を策定し、効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築を推進します。						基幹管路については、鈴井町で布設替を実施した。また、配水管については、第3期配水管整備事業計画に基づいて曾野町、神野町及び鈴井町にて布設替工事を実施し、耐震化を進めている。				人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少し収益の増加が見込めない状況であり、耐震化を進めるには計画的な施設更新が必要となる。		大規模な施設更新の時期を迎えるに当たり、資金面を考慮した計画的な更新に努める。	○
② 応急給水の充実	災害等による大規模な断水には、水道事業地震防災応急対策要綱や各種マニュアルにより、応急給水や施設復旧に向けて迅速かつ効率的に行動ができるよう訓練を強化するとともに、内容の充実や見直しを適切に行います。また、応急給水用資器材の整備と近隣事業者や関係機関との連携強化により災害対応能力の向上を図ります。						応急給水訓練について愛知県と共同で支援連絡管の操作訓練を実施している。また、非常用飲料水容器についても1,000袋購入している。				非常用飲料水容器が全世帯をカバーするためには、引き続き購入し備蓄する必要がある。		引き続き、非常用給水容器の備蓄量を増やしていく。	◎
(3) 運営基盤の強化	現年度収納率 (%)	98.1% (H21)	98.3%	98.5%	98.8%	98.5%						○		
① 経営の健全化	水道料金の適正な設定や業務の一部民間委託等による効率化・合理化、運営体制の強化などにより経営改善を図り、健全な水道事業を推進します。						安全な水を継続的、安定的、効率的に供給するために民間業者の技術と経験を活かし、検針総合徴収業務と配水施設等運転管理業務の民間委託を実施している。				人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少し収益の増加が見込めない状況であり、今後の財政状況が悪化するようなことがあれば、料金改定が必要となる。		水道事業の安定的経営に向けて、引き続き、収納率の向上に努める。	○
② 利用者サービスの向上	多様化する利用者ニーズを的確に把握し、開閉栓手続や料金支払等の利便性向上をめざすなど、きめ細かなサービスの充実を図ります。また、経営状況などをわかりやすく情報提供し、利用者の視点に立った信頼される水道事業を推進します。貯水槽水道については、安全性確保のため管理指導と情報提供を促進します。						民間企業の経営手法により、きめ細かな管理を実施している。また、コンビニ収納も実施し、収納のサービス向上にも取り組んでいる。水道事業の経営状況や貯水槽水道の適正管理の方法などについては、広報紙に掲載し情報提供				耐震化事業の推進や老朽化施設の更新により、事業費の増加が懸念されるため、更なる収納率向上が必要となる。		収納率の向上に向けて、利用者ニーズを的確に把握し、水道料金の支払等の利便性やサービス	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							をしている。		向上に努める。	



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第7節 下水道	責任者	所属	上下水道課						
基本施策	下水道	総合計画書記載ページ	P183-185	(記入者)	氏名	松永 久夫						
施策がめざす将来の姿	●五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。		基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・下水道工事については、枝線工事等の面整備や、カメラ調査や管路補修といった維持管理など、毎年着実に実行されており、平成25年度の市民意向調査で「生活排水処理に満足している市民の割合」が平成20年度を上回るといった一定の成果が現れている。また、平成26年度よりふれ愛まつりで下水道のブースを設け、平成26年度は約670人、平成27年度は約850人を集客し下水道のPRを行った。今後も、下水道の工事とPRの両面から下水道の推進を図っていく。								
目標値	基本成果指標	単位		基準値	現状値			目標値	算出根拠			
				年度	基準値	H23	H24	H25		H26	H27	H27
	生活排水処理に満足している市民の割合	%	H20	72.7	-	-	75.5	-		-	75.0	78.0
	下水道整備率	%	H21	54.2	56.9	58.3	60.4	61.9	64.2	62.4	69.1	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公共下水道事業の推進	汚水処理人口普及率	67.5(H21)	73.4%	74.9%	75.8%	77.5%					○
	水洗化率	89.0(H21)	88.9%	89.1%	87.9%	89.6%					
①公共下水道の整備と維持管理の推進	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。						平成27年度は、大山寺本町、大山寺町の一部13.9haについて、公共下水道を整備した。 また、平成元年度の本管布設開始から20年以上が経過しているため、平成23年度よりテレビカメラ調査や管路内面亀裂補修などの修繕を行うなど、維持管理も進めている。 平成26年度から平成27年度にかけて、平成37年度までの10年間の整備計画であるアクションプランを策定した。		平成27年度末時点で五条川右岸処理区の下水道整備率51.5%(計画面積434haのうち整備面積223.3ha)と未だに低い状況にあり、今後更に公共下水道整備を進めていく必要がある。 また、維持管理についても管渠の調査、修繕を計画的に行う必要がある。	アクションプランに基づき、コスト削減を図りながら、確実に目標を達成できるよう取り組んでいく。 また、今後本管布設開始から数10年を経過する管渠が増えることから、毎年カメラ調査を行い、必要に応じて亀裂補修等を行っていく。	○
②公共下水道への接続促進	公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高めるために、公共下水道の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進します。						下水道本管布設工事後間もない供用開始後1、2年目の区域や、特に接続率の低い地区を中心に、平成27年度も接続促進の戸別訪問を4回行った。 供用開始から3年未満の市民に対して、資金の援助として、金融機関からの融資をあっせんし、利子分を補助している。なお、平成26年10月からは、連帯保証人の要件を緩和し、利用しやすくした。		資金不足、浄化槽が新しい、高齢世帯、空家等の理由により、下水道の接続に消極的な市民に対して、どうすれば接続してもらえるか、他自治体の事例等を調査し、有用な手段を見つける必要がある。	引き続き、戸別訪問に力を入れていく。過去の訪問結果では、訪問年度内に接続する家屋が過去3年平均で7.9%、訪問の次年度までに接続する家屋が過去3年平均で15.5%であるので、目標として、年度内10%、次年度まで20%として取り組んでいく。	○
③合併処理浄化槽との併用	公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替えを促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。						広報紙とホームページで合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知に努めた。平成27年度は、7件の補助を行った。		単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えについて、今後も補助制度の周知を図っていく必要がある。	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えを促進するため、一層の周知・啓発を図っていく。	○
④経営の健全化	汚水処理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努め、適正な下水道使用料を設定し、経営の健全化に努めます。						受益者負担金の収納率向上のために、年に4回一斉徴収を行っている。 また、汚水処理の維持管理コストについては、県と協議し、適切な維持管理単価を決めている。		岩倉市の下水道事業は、維持管理費を下水道使用料で賄っていない。今後も、一般会計からの繰入金削減のため、流域下水道の維持管理費のコスト軽減について県に	平成31年度より公営企業法を適用し、企業会計を導入する予定である。現在の下水道事業は、決	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
								働かせる等、下水道事業の効率的な運営を図る必要がある。 また、当市の使用料単価（※）は県内でもかなり低く、類似団体の平均が140.5円/㎡（H24）であるのに対し、当市は91.3円/㎡（H26）となっている。経営状況改善のためには、使用料の見直しも検討する必要がある。 ※使用料単価：使用料収入を、水量で割ったもので、1㎡の排水量でいくらの収入になるかを示すもの。総務省は「適正な使用料」を150円/㎡としている。	算上黒字であるため経営状況が悪いかどうか不明であるが、企業会計導入後は、損益計算書・貸借対照表等の財務諸表の作成や公表が義務付けられるため、現在の官公庁会計よりも経営状況が明確になる。現状では「使用料単価が低い」ということしか分からないが、財務諸表を作成することで、実際に必要な使用料単価が分かるようになる。企業会計移行後、経営状況を見ながら、必要であれば使用料の見直しを行っていく。	
(2) 下水道事業に対する理解促進	下水道出前講座・見学会参加者数	0人(H21)	25人	35人	36人	100人				○
①生活排水対策の強化	食材の残さや油脂類などによる下水道施設への負荷軽減を図るため、下水道利用者に生活雑排水に対する配慮を促すための情報提供や意識啓発に努めます。						下水道の日に合わせて、広報紙にて生活雑排水に対する配慮を呼びかけている。 また、平成26年度に引き続き、ふれ愛まつりの下水道ブースでパネルを展示し、より多くの人に情報提供を行った。	一般の人は下水道を意識することが少なく、広報紙を目にしない人には情報提供や意識啓発を行うことができない。	引き続き、広報紙やふれ愛まつりを利用して意識啓発を図る。	○
②広報活動の充実	下水道の必要性や維持管理の重要性、水質調査の結果などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて積極的にPRし、下水道事業への理解促進に努めます。						接続促進訪問（年4回）や工事説明会（年3回）、負担金の説明会（年2回）にてパンフレットを配布するなどして下水道の維持管理の必要性等をPRしている。また、平成26年度からは、普段あまり下水道を意識しないであろう市民の方々に、下水道の必要性について少しでも意識してもらえよう、ふれ愛まつりにて下水道のブースを設けた。その中で、ポスターやクイズを使って下水道の仕組みについての理解促進に努めた。	特になし。	ふれ愛まつりの下水道ブースについて、より多くの人に参加してもらえるように工夫していく。	○
③五条川右岸浄化センターに係る環境対策事業	五条川右岸浄化センター周辺地域の生活環境の保全をめざし、環境対策事業の充実を県に働きかけるとともに、施設を利用した見学会や水処理のしくみを理解するための機会を設けて、市民の水環境に対する正しい認識が深まるように努めます。						環境保全のために年2回地元住民に対し第三者委員会を開催し、臭気等の検査状況と施設の管理状況について説明している。	施設を利用した見学会や水処理のしくみを理解するための機会を設ける必要がある。	他部署や浄化センターと協力し、処理場見学ができる機会を設けていく。	○